枚

上

十四

仁大臣さこそ沒大臣よおもふらめ給ふ
きこえ給ふをもめつらしくやこそなんとうく申給ふ
よろづ雜流存大臣召出て相國乃ちをねたきと
つまきり九訪の物あり
感めでいかとうおぼえ乃ふ
よちうきこちうり

八十五

法師ことば乃
ほうし
情のりけるこそ法師のやうもあらじ
おうおかしう

八十六

人のふ
あうをさえもをのつうらなふ
かうよと人乃問をとうくうり

ふるん人をたまくに賢乃る人ぞとそれをめくむ
とうんうとめよおもにこの利をとふりてみると
ん人とれをもちるをのまうふよううふよりてび物をな
をあくもりぬるの人をト忌のの
ひへうをとうりあるも忌を受へく
乃たる人乃まとそて人
の人

八十七

道中納言乃
どうちうなごん
て後世うもて法師乃受領
ずりやうれ時場をよあひて
のふさ今うりへかしとそれうり
まあの句のうり

八十八

乃邸よ池のかをるおのこそ
よ植物をるおのこそ

九十六

九十七

九十八

百

ざいこをつくりためこうるへきそのほかにつもりつもりて侍りてさる始とそ
上にいふ所の百姓ともの中にも其身の分限をわきまへすして奢侈をこのみ
己れが右隣とあらそひ驕奢に趨ときは其家の衰微をかへりみすして
忽ち貧窮におちいるものおほし是等の輩をよく教諭して奢侈をやめ
きれいをこのみそのうへ分限よりも過分の衣服を着せさるやうにいましめ
諭すへし又百姓の内にも其身の分限をわきまへすして奢侈をこのみ
きれいをこのみ分限よりも過分の衣服を着するものあるときは其
所の名主年寄五人組の者ともよくよく吟味して其家の衰微に及ぬ
さきに急度異見をくはへ其上にても猶改めさるものあるときは
其所の名主年寄五人組の者ともより其段を代官所へ訴へ出へし
百三
一年大納言家
忠公薨御の上をもつて今年より来る酉年迄十年の間諸大名
諸役人ともに倹約を守るへき旨仰出されしかは諸大名諸役人
ともに倹約を守るへきは勿論なれとも殊に百姓町人ともは
分限相応の衣服飲食の外奢侈ケ間敷儀堅く停止たるへし
百四
一大坂ならひに
京都の町人ともの内にも其身の分限をわきまへすして奢侈を
このみ衣服飲食の外分限に過たる結構をなすものあるときは
其所の町奉行より急度異見をくはへ其上にても猶改めさるものは
其段を代官所へ訴へ出へし
百五
一諸国の百姓ともの内にも其身の分限をわきまへすして奢侈を
このみ衣服飲食の外分限に過たる結構をなすものあるときは
其所の代官より急度異見をくはへ其上にても猶改めさるものは
其段を代官所へ訴へ出へし

女のおのが

百十一

百十二

[illegible]

[illegible]

[illegible]